

令和6年6月14日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、全2社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋 博明（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持 恵美（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野 拓也（内線：5880）

経理調達課 課長 池田 喜陽（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1-25-1
成豊建設株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-6-4 せいこうビル

2. 指名停止措置期間

令和6年6月14日から令和6年7月13日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

大成建設（株）の使用人並びに成豊建設（株）及び同社使用人は、東海旅客鉄道（株）発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事」にて発生した労働災害の事実を、
鵜沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和6年3月26日、労働安全衛生法違反により鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内